

和歌山県 IT 関連事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、販促ツール作成支援補助金等を活用してホームページ等を作成する中小企業者及び農林漁業者等から受注することができる IT 関連事業者を登録し、その情報を提供することで、中小企業者及び農林漁業者等の販売促進活動の拡大に寄与するとともに、IT 業界の底上げ及び域内経済の循環を図ることを目的とする。

(登録事業者要件)

第2条 登録をしようとする IT 関連事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に主たる事業所を有する法人又は個人であること。
- (2) 過去3年以内の中小企業者及び農林漁業者等向けホームページ等作成実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (8) 県税の滞納がない者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする IT 関連事業者は、和歌山県 IT 関連事業者登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書（法人の場合）又は開業届の控え（個人の場合）
- (2) 県税の納税証明書
- (3) 役員名簿（法人の場合）（別記第2号様式）

(登録の決定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、申請内容について審査し、適当と認めたとときは、和歌山県 IT 関連事業者登録通知書（別記第3号様式）を申請者に通知するとともに

に、申請内容を和歌山県 IT 関連事業者登録名簿（別記第 4 号様式）に登録する。

（登録の有効期間）

第 5 条 登録の有効期間は、前条の登録が行われた年度の 3 月 31 日までとする。

（登録の更新）

第 6 条 登録された IT 関連事業者（以下、登録 IT 関連事業者という。）は、登録の有効期間内に登録の更新をしなければ、登録が行われた年度の翌年度の効力を失う。

2 登録の更新を行おうとする登録 IT 関連事業者は、登録の有効期間が終了するまでに和歌山県 IT 関連事業者登録更新届（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。

3 前項の届出を行った登録 IT 関連事業者の登録の有効期間は、翌年度の 3 月 31 日まで延長される。

（登録内容の変更）

第 7 条 登録 IT 関連事業者は、登録内容に変更があったときは、和歌山県 IT 関連事業者登録内容変更届（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、和歌山県 IT 関連事業者登録名簿の内容を変更する。

（登録の辞退）

第 8 条 登録 IT 関連事業者、登録を辞退しようとするときは、和歌山県 IT 関連事業者登録辞退届（別記第 7 号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、和歌山県 IT 関連事業者登録名簿から登録 IT 関連事業者を削除する。

（登録の取消）

第 9 条 知事は、登録 IT 関連事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

（1）第 2 条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき

（2）その他登録を取り消すべき重大な事由が発生したとき

（登録 IT 関連事業者の責務）

第 10 条 登録 IT 関連事業者は、販促ツール作成支援補助金等を活用する中小企業及び農林漁業者等から受注したときは、その受注業務を誠実に行わなければならない。

（損害賠償）

第 11 条 登録 IT 関連事業者が行った受注業務において生じた損害又は第三者に対する損害について、知事は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

（個人情報保護）

第 12 条 本登録によって知りえた個人情報の取扱については、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県上程第 66 号）に定めるところによる。

（その他）

第 13 条 知事は、登録 IT 関連事業者に対して、販促ツール作成支援補助金等を活用する

中小企業者及び農林漁業者等からの発注を保証するものではない。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年2月25日から施行する。